

## 介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る検討の進め方について（案）

## 1 目的

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立に伴い、今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行う。

## 2 検討項目

- ① 介護保険サービスにおける消費税課税の状況把握
- ② 消費税率引上げに対する対応

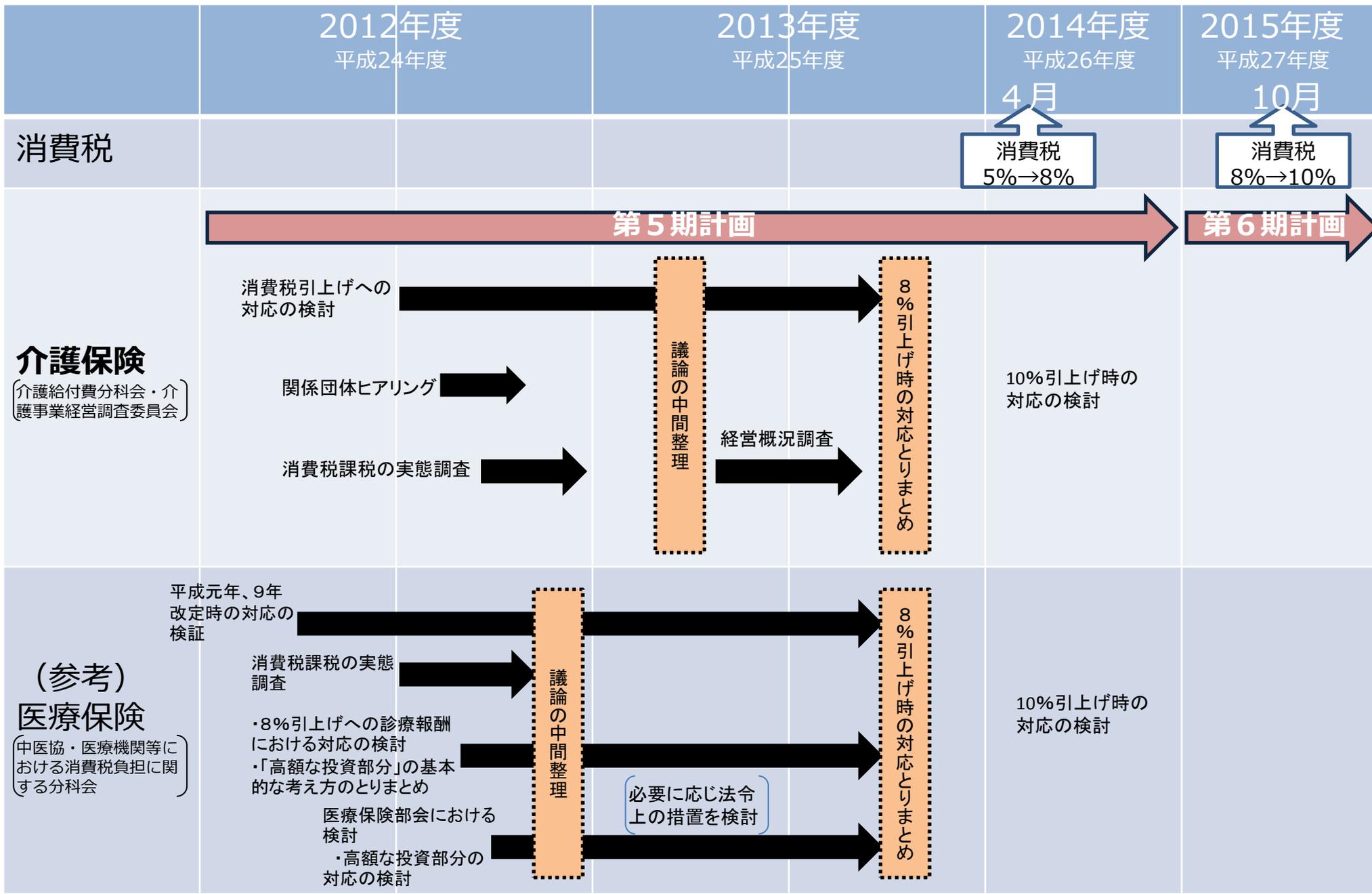
※ 検討経過については、適宜、介護給付費分科会に報告する。

## 3 スケジュール

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 平成24年度後半 | ・ 関係団体ヒアリング<br>・ 消費税課税の実態調査 |
| 平成25年度前半 | ・ 議論の中間整理<br>・ 介護事業経営概況調査   |
| 平成25年度後半 | ・ 8%引上げ時の対応とりまとめ            |
| 平成26年4月  | ・ 消費税率引上げ（5%→8%）            |

※ 検討を進める上では、中央社会保険医療協議会における消費税負担に関する議論の動向を踏まえる。

# 消費税対応に関する検討スケジュール（案）



## 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律の概要

### 1 趣旨

社会保障の安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指す観点から消費税の用途の明確化（現行の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大）及び税率の引上げを行うため、消費税法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるもの。

### 2 消費税法の一部改正

#### （1）平成26年4月1日施行（第2条）

- 消費税率を4%から6.3%に引上げ（地方消費税1.7%と合わせて8%）
- 消費税の用途の明確化
- 課税の適正化

#### （2）平成27年10月1日施行（第3条）

- 消費税率を6.3%から7.8%に引上げ（地方消費税2.2%と合わせて10%）

### 3 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条）

政府は、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

へ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当てをすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。